

(3) 暑寒別天売焼尻国定公園から可能な限り距離を確保すること。

2 . 各論

(1) 騒音等について

事業実施想定区域の周辺には、住居地域が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）等に基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影について

事業実施想定区域の周辺には、住居地域が存在しており、供用時における風車の影による環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 地形について

事業実施想定区域には、「日本の典型地形」（国土地理院）において「典型地形」とされている「天塩川（自然堤防、後背湿地、三日月湖）」及び「羽幌（海成段丘）」が含まれており、地形改変による重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、海成段丘斜面や谷地形等の工事の実施により大きな地形改変が生ずることが明らかな箇所を極力回避すること。また、専門家等からの助言を踏まえ、地形に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、最適な工法を取り入れること等により、重要な地形への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類について

事業実施想定区域及びその周辺は、ヒシクイ、マガン、コハクチョウ等のガン・カモ類やオオワシ、オジロワシ等の海ワシ類等の餌場、越冬地、繁殖地等となっている湿地、池沼、河川、海岸等が広く分布しており、また、渡り時期にはヒシクイ、コハクチョウ等のガン・カモ類の集団飛来地となるラムサール条約湿地のサロベツ原野及び重要野鳥生息地（IBA）が近接していることから、本事業の実施により、これらの重要な鳥類の生息環境の劣化及び渡りへの影響等が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な影響を回避するため、以下について実施すること。

事業実施想定区域北部の牧草地等は、サロベツ原野及びその周辺に生息するコハクチョウやガン・カモ類等の餌場となっており、本事業の実施に伴うこれら鳥類の飛翔経路の遮断や生息地に対する重大な環境影響が生じるおそれが高い。このため、専門家等からの助言を踏まえ、適切な時期・回数の調査を実施し、餌場の利用範囲及びね

ぐらからの移動経路を明らかにした上で、それらの範囲や経路下を避けるとともに、可能な限り距離を確保すること。

多数のオオワシ、オジロワシ等の海ワシ類の営巣や渡りが確認されており、また、事業実施想定区域内の既設風力発電所ではオジロワシの衝突が道内で最も多く確認されていることから、環境保全措置を講じたとしても、本事業の実施に伴うこれら鳥類の飛翔経路の遮断や生息地に対する重大な環境影響が生じるおそれが高い。このため、海ワシ類の餌場及び渡りの経路となっている海岸線沿いは、「道北日本海側エリアでの風力発電事業候補地選定に係る有識者検討委員会（以下「有識者検討委員会」という。）」における意見等を踏まえ、適切な時期・回数調査を実施し、影響が及ぶと判断された場合には、回避するとともに、可能な限り距離を確保すること。

また、既設風力発電所における衝突事故や有識者検討委員会からの助言を踏まえ、適切な時期・回数調査を実施し、営巣地、ねぐらや餌場等の利用範囲及びその移動経路並びに渡りの経路を明らかにした上で、営巣地の周辺及びそれらの範囲や経路下を避けるとともに、可能な限り距離を確保すること。

なお、猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局）の考え方も踏まえて行うこと。

（５）動物（鳥類除く。）について

事業実施想定区域には、トウキョウトガリネズミ、コウモリ類等の哺乳類、エゾサンショウウオ等の両生類、コモチカナヘビ等の爬虫類、カワラハンミョウ等の昆虫類、イトウ、エゾホトケドジョウ等の魚類等重要な動物が生息しており、本事業の実施により、これらの重要な動物への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、重要な動物に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、重要な動物の生息地の改変を回避又は極力低減するとともに、可能な限り当該生息地から距離を確保すること。

特に、工事の実施に伴い、河川、沢筋等の水環境、その下流に位置する海域へ土砂や濁水が流入し、そこに生息する重要な水生生物への影響が懸念されるため、河川、沢筋等の水環境から距離を確保するとともに、工事实施時の土工量を抑制し、土砂の流出を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

（６）植物について

事業実施想定区域には重要な植物の生育環境が存在しており、本事業の実施により、これらの重要な植物への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、重要な植物に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、重要な植物種の生育地の改変を回避又は極力低減するとともに、取付道路等の附帯施設の設置や、工事に必要な一時的な施設及び地形改変を含む工事全体による地形改変が最小となるよう配慮すること。

（７）生態系について

事業実施想定区域には、沢・湖沼等の水域、海浜等の湿地、自然植生及び保安林等に指定された森林並びに森林鳥獣生息地として指定された道指定鳥獣保護区が存在し、豊かな

自然環境のまとまりの場となっており、本事業の実施により、これらの重要な生態系への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存道路や無立木地等を活用することにより、自然植生を回避するとともに、沢・湖沼等の水域、海浜等の湿地、保安林等に指定された森林及び道指定鳥獣保護区の改変を回避又は極力低減すること。

(8) 景観について

事業実施想定区域では、本事業の実施により、一部の眺望点から利尻礼文サロベツ国立公園及び暑寒別天売焼尻国定公園における重要な景観資源を眺望した際の景観に大きな変化が生じる可能性があり、これらの重要な眺望景観への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを用いた予測及び評価のみならず、垂直見込角、主要な展望方向や水平視野も考慮し、専門家等からの助言、地域住民やその他の利用者の意見を踏まえ、客観的な予測及び評価をすること。その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減するとともに、これら以外の主要な眺望点からの重要な眺望景観については、風力発電設備の垂直見込角を可能な限り小さくすること。

また、海岸線沿いを走る日本海オロロンラインの周辺には、主要な眺望点及び景観資源が集中していることから、専門家等からの助言等を踏まえ、日本海オロロンラインから海側への風力発電設備等の設置を回避するよう検討すること。

(9) 人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域には、キャンプ場、海水浴場及び身近な鳥獣生息地として指定された道指定鳥獣保護区の公園等の人と自然との触れ合いの活動の場(以下「活動の場」という。)が隣接しているほか、一部が事業実施想定区域内に位置していることから、本事業の実施により、これらの重要な活動の場への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの活動の場の直接改変を回避するとともに、活動の場に関する調査及び予測を行い、環境影響を評価し、その結果を踏まえ、それら活動の場の設置目的の資質を低下させないようにすること。

また、本事業の実施により影響が懸念される活動の場については、その設置者又は管理者等に対し、本事業の実施に係る影響等について事前に説明又は協議を行うこと。

3 . 事業計画の見直し

上記 1 .(2) 並びに 2 .(4) ~ (9) により、重要な動植物及びその生息・生育地、生態系、景観並びに活動の場への影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直しや基数の大幅削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

4 . その他

(1) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域及びその周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済又は環境影響評価手続中であることから、これらの情報について方法書以降の図書に適切に記載するとともに、これら風力発電設備等のうち本事業との累積的な環境影響が想定されるものについては、明らかになっている情報を踏まえ、本事業との累積的な環境影響について予測及び評価をすること。

また、二以上の対象事業実施区域において事業を実施する場合には、相互の累積的な影響についても予測及び評価をすること。

(3) 方法書以降の環境影響評価図書の作成

本配慮書においては 10 事業程度の第一種事業の実施が想定されているところ、方法書以降の環境影響評価図書を作成する場合には、いずれの図書においても、本配慮書の内容を踏まえるとともに、本環境大臣意見を勘案した環境影響評価法第 3 条の 6 の経済産業大臣意見が述べられたときにはこれを勘案すること。